



# 確約手続について

公正取引委員会事務総局 経済取引局 企画室  
審査局 企画室

1. 背景
2. 確約手続とは
3. 確約手続の流れ
4. 確約手続対応方針の概要
  - (1) 趣旨
  - (2) 確約手続の対象
  - (3) 確約措置
  - (4) その他の主なポイント

- ◆ TPP協定(環太平洋パートナーシップ協定)及びTPP11協定の締結に伴い、独占禁止法の違反の疑いについて公正取引委員会と事業者との間の合意により自主的に解決する制度の導入に関する規定を整備する必要



## 関係法令等を整備

- 独占禁止法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)(昭和22年法律第54号)の改正
- 公正取引委員会の確約手続に関する規則(平成29年公正取引委員会規則第1号)の制定
- 確約手続に関する対応方針(平成30年9月26日公正取引委員会)の策定

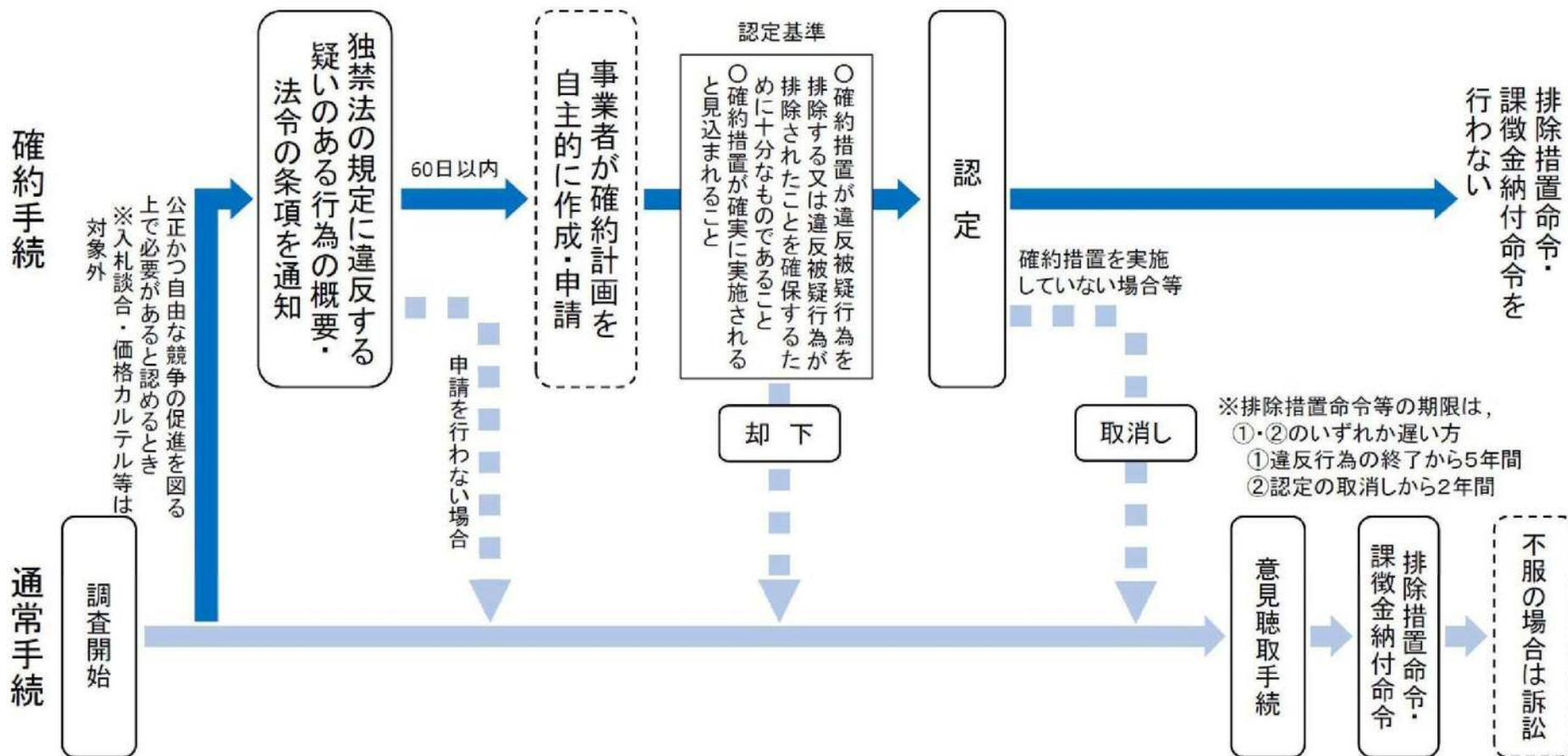
## 2. 確約手続とは

- ◆ 独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との間の合意により解決する仕組み
- ◆ 競争上の問題の早期是正、公正取引委員会と事業者が協調的に問題解決を行う領域の拡大に資するもの

(施行期日) TPP11協定の発効日【平成30年12月30日】

※ 少なくとも6か国がそれぞれの国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者(ニュージーランド)に通報した日の後60日

### 3. 確約手続の流れ



### (1) 趣旨

確約手続は、独占禁止法に新たに導入された手続



確約手続に関する考え方を可能な限り明確にし、  
法運用の透明性・事業者の予見可能性を確保  
するために策定

### (2) 確約手続の対象(対応方針5)

- ◆ 公正取引委員会は、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認めるとき、違反被疑行為を確約手続に付す。
- ◆ 他方、次の違反被疑行為は**確約手続の対象としない**。
  - 入札談合、価格カルテル等の**ハードコアカルテル**に当たる違反被疑行為
  - 過去10年以内に行った違反行為と同一（**繰り返し**）の**違反被疑行為**
  - **刑事告発相当**の悪質かつ重大な違反被疑行為

### (3) 確約措置 (対応方針6(3))

#### 基本的な考え方 (対応方針6(3)ア)

- ◆ **確約措置**は、競争秩序の回復の確保又は将来の不作為の確保の観点から、次の**認定要件を満たす必要**
  - **措置内容の十分性**  
違反被疑行為を排除する又は違反被疑行為が排除されたことを確保するために十分なものであること
  - **措置実施の確実性**  
確実に実施されると見込まれるものであること

### (3) 確約措置 (対応方針6(3))

#### 確約措置の典型例 (対応方針6(3)イ)

- 違反被疑行為を取りやめること又は取りやめていることの確認
- 取引先・利用者等への通知又は周知
- コンプライアンス体制の整備
- 契約変更
- 事業譲渡等
- 取引先等に提供させた金銭的価値の回復
- 履行状況の報告

### (4) その他の主なポイント

- ◆ 確約手続に関する**相談等**(対応方針3及び8(1))
  - 意思疎通を密にすることは、迅速な確約手続に係る法運用を可能とし、事業者と公正取引委員会の双方にとって有益
  - 確約手続通知を行う前であっても、相談が可能
  - 確約手続通知後、①公正取引委員会が必要と認める場合又は②求められた場合には、その時点における論点等を説明
- ◆ **意見募集**(対応方針7)
  - 広く第三者の意見を参考にする必要があると認めた場合、申請を受けた確約計画の概要について意見募集を実施

### (4) その他の主なポイント

- ◆ **公表**(対応方針11)
  - 確約計画の認定後, 計画の概要, 違反被疑行為の概要その他必要な事項を公表
  - 独占禁止法の規定に違反することを認定したのではないことを付記
  
- ◆ 確約手続移行後の**調査権限の行使**(対応方針12(1))
  - 確約手続の申請に係る通知後, 被通知事業者に対し, 立入検査, 報告命令, 供述聴取等の調査は原則行わない



## 確約手続に関する対応方針

平成 30 年 9 月 26 日

公正取引委員会

## 1 趣旨

環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 108 号）により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者（事業者団体等及び事業者、事業者団体等の代理人を含む。以下同じ。）との間の合意により自主的に解決するための独占禁止法第 48 条の 2 から第 48 条の 9 までに規定する手続（以下「確約手続」という。）が導入された。また、公正取引委員会は、確約手続に必要な規則を整備するため、公正取引委員会の確約手続に関する規則（平成 29 年公正取引委員会規則第 1 号。以下「確約手続規則」という。）を制定した。

確約手続は、排除措置命令又は課徴金納付命令（以下「法的措置」と総称する。）と比べ、競争上の問題をより早期に是正し、公正取引委員会と事業者が協調的に問題解決を行う領域を拡大し、独占禁止法の効率的かつ効果的な執行に資するものである。他方、確約手続は、独占禁止法に新たに導入された手続であるため、確約手続の対象や確約手続移行前の手続との関係など、確約手続に関する考え方を可能な限り明確にする必要がある。

そこで、確約手続に係る法運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保する観点から、公正取引委員会は、「確約手続に関する対応方針」を策定する。

## 2 確約手続の開始

確約手続は、公正取引委員会が独占禁止法の規定に違反する事実があると思料する場合において、その疑いの理由となった行為（以下「違反被疑行為」という。）について、確約手続に付することが適当であると判断するとき、すなわち、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要がある（違反被疑行為が既になくなっている場合において公正かつ自由な競争の促進を図る上で特に必要があるときを含む。以下同じ。）と認めるときに、違反被疑行為を行っている又は行っていた事業者（以下「違反被疑行為者」と総称する。）に対し、独占禁止法第 48 条の 2 又は第 48 条の 6 の規定により、①違反被疑行為の概要、②違反する疑いのある又はあった法令の条項及び③違反被疑行為を排除するために必要な措置の実施に関する排除措置計画又は違反被疑行為が排除されたことを確保するために必要な措置の実施に関する排除確保措置計画（以下「確約計画」と総称する。）の認定の申請（以下「確約認定申請」という。）をすることができる旨を記載した書面による通知（以下「確約手続通知」という。）を行うことにより開始する。

### 3 確約手続に関する相談

確約手続は、違反被疑行為について、公正取引委員会と事業者との間の合意により自主的に解決するものであり、公正取引委員会と事業者との間の意思疎通を密にすることは、迅速な確約手続に係る法運用を可能とし、公正取引委員会と事業者の双方にとって有益であると考えられる。

このため、確約手続をより迅速に進める観点から、公正取引委員会が確約手続通知を行う前であっても、独占禁止法違反の疑いで公正取引委員会から独占禁止法に基づく調査を受けている事業者は、いつでも、調査を受けている行為について、確約手続の対象となるかどうかを確認したり、確約手続に付すことを希望する旨を申し出たりするなど、確約手続に関して公正取引委員会に相談することができる。

### 4 確約手続の流れ

調査の開始から意見聴取の通知（独占禁止法第 50 条第 1 項〔独占禁止法第 62 条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。〕の規定による通知をいう。以下同じ。）を行うまでの間に、公正取引委員会は、違反被疑行為について確約手続に付すことが適当であると判断するとき、違反被疑行為者に対して確約手続通知を行う。

確約手続通知を受けた者（以下「被通知事業者」という。）が違反被疑行為をどのように排除すればよいのか又は違反被疑行為が排除されたことをどのように確保すればよいのか、すなわち、どのような確約計画を作成すればよいのかを示すため、公正取引委員会は、確約手続通知を行う時点で把握している事実に基づき、違反被疑行為の概要を確約手続通知の書面に記載する。

なお、確約手続通知は、被通知事業者の行為が独占禁止法の規定に違反することを認定するものではないため、排除措置命令書と同程度に詳細な事実の認定や法令の適用の記載がなされるものではない。

被通知事業者は、確約認定申請をする場合、独占禁止法第 48 条の 3 第 1 項又は第 48 条の 7 第 1 項の規定により、確約手続通知を受けた日から 60 日以内に確約認定申請をする必要がある。

被通知事業者が確約認定申請をした場合において、公正取引委員会は、当該確約計画が独占禁止法第 48 条の 3 第 3 項各号又は第 48 条の 7 第 3 項各号の認定要件（以下「認定要件」と総称する。）に適合するか否かの判断を行い、当該確約計画が認定要件に適合すると認めるときには、当該確約計画の認定をする。

### 5 確約手続の対象

確約手続は、独占禁止法第 48 条の 2 の規定により、私的独占（独占禁止法第 3 条）、不当な取引制限（独占禁止法第 3 条又は第 6 条）、事業者団体の禁止行為（独占禁止法第 8

条), 不公正な取引方法(独占禁止法第6条又は第19条), 禁止される一般集中(独占禁止法第9条第1項, 第9条第2項, 第11条第1項又は第17条のうち第9条若しくは第11条に係るもの)又は禁止される企業結合(独占禁止法第10条第1項, 第13条, 第14条, 第15条第1項, 第15条の2第1項, 第15条の3第1項, 第16条第1項又は第17条のうち第10条, 第13条, 第14条, 第15条若しくは第16条に係るもの)に関する違反被疑行為が対象となり得るとともに, 違反被疑行為が既になくなっている場合においても, 独占禁止法第48条の6の規定により, 私的独占, 不当な取引制限, 事業者団体の禁止行為又は不公正な取引方法に関する違反被疑行為が対象となり得る。

他方, ①入札談合, 受注調整, 価格カルテル, 数量カルテル等のように, 独占禁止法第3条, 第6条又は第8条第1号若しくは第2号に関する違反被疑行為であって, かつ, 独占禁止法第7条の2第1項各号(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)に掲げるものに関する違反被疑行為である場合, ②事業者が違反被疑行為に係る事件について独占禁止法第47条第1項各号に掲げる処分を初めて受けた日から遡り10年以内に, 違反被疑行為に係る条項の規定と同一の条項の規定に違反する行為について法的措置を受けたことがある場合(法的措置が確定している場合に限る。)及び③「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」(平成17年10月7日公正取引委員会)に記載のとおり, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な違反被疑行為である場合には, 違反行為を認定して法的措置を採ることにより厳正に対処する必要がある, 公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認められないため, 確約手続の対象としない。

その他の場合については, 公正取引委員会は, 個別具体的な事案ごとに, 確約手続により競争上の問題を解決することが公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があるか否かを判断する。

## 6 確約計画

### (1) 確約認定申請をするか否かの判断

公正取引委員会から確約手続通知が行われた場合であっても, 確約認定申請をするか否かは, 被通知事業者が自主的に判断するものである。

被通知事業者が確約認定申請をしなかった場合には, 確約手続通知を行う前の調査を再開することとなる(注1)。被通知事業者が確約認定申請をしなかったとしても, その後の調査において, 確約認定申請をしなかったことを理由として被通知事業者が不利益に取り扱われることはない。

(注1) 独占禁止法第10条第2項(同条第5項の規定によりみなして適用する場合を含む。), 第15条第2項, 第15条の2第2項若しくは第3項, 第15条の3第2項又は第16条第2項の規定に基づく公正取引委員会に対する届出(以下「届出」

という。)が行われた企業結合について、被通知事業者が確約認定申請をしなかった場合、独占禁止法第 10 条第 11 項又は同項を準用する各規定に基づき、意見聴取の通知をすることができる期間は、独占禁止法第 10 条第 9 項本文に規定する通知期間（以下「通知期間」という。）に 60 日を加算した期間に延長される。

## (2) 確約認定申請

確約手続規則第 8 条第 1 項又は第 22 条第 1 項の規定により、確約認定申請をしようとする事業者は、確約手続規則様式第 1 号又は第 3 号による申請書（以下「認定申請書」と総称する。）を用いて確約認定申請をする必要がある。認定申請書には、確約手続規則第 8 条第 2 項各号又は第 22 条第 2 項各号に掲げる書類（以下「認定申請添付書類」と総称する。）を添付する必要がある。

確約手続規則第 9 条又は第 23 条の規定により、確約認定申請をした事業者（以下「申請者」という。）は、確約手続通知の日から 60 日以内であり、かつ、確約認定申請に係る処分がされるまでの間であれば、確約認定申請をした後においても、認定申請書及び認定申請添付書類（以下「認定申請書類」と総称する。）の記載事項の変更（認定申請添付書類を追加提出する場合を含む。）をするために、変更内容を記載した報告書を公正取引委員会に提出することができる。

また、確約手続規則第 11 条又は第 25 条の規定により、申請者は、確約認定申請をした日から確約認定申請に係る処分がされるまでの間、いつでも、認定申請添付書類のうち、公正取引委員会が確約計画の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類を追加提出することができる。

なお、確約手続規則第 10 条又は第 24 条の規定により、認定申請書類は、直接持参又は書留郵便等の方法により提出する必要がある。

さらに、確約手続規則第 36 条第 1 項の規定により、申請者は、確約認定申請をした日から確約認定申請に係る処分がされるまでの間、いつでも、確約認定申請を取り下げることができる。

なお、確約手続規則第 36 条第 2 項の規定により、確約認定申請の取下げは、書面で行う必要がある。

確約認定申請を取り下げた場合には、確約手続通知を行う前の調査を再開することとなる（注 2）。被通知事業者が確約認定申請を取り下げたとしても、その後の調査において、確約認定申請を取り下げたことを理由として被通知事業者が不利益に取り扱われることはない。

（注 2）届出が行われた企業結合について、被通知事業者が確約認定申請を取り下げた場合、意見聴取の通知をすることができる期間は、独占禁止法第 10 条第 12 項及び同項を準用する各規定に基づき、通知期間に確約手続通知の日から取下げがあった日までの期間に相当する期間を加算した期間に延長される。

## (3) 確約措置

## ア 基本的な考え方

確約計画に記載する排除措置又は排除確保措置（以下「確約措置」と総称する。）の内容は、被通知事業者が個々の事案に応じて個別具体的に検討することとなる。

被通知事業者は、一定の行動に関する措置や事業譲渡等の構造的な措置の申請をすることができる場所、確約計画の認定に当たっては、競争秩序の回復の確保又は将来の不作為の確保の観点から、当該確約計画における確約措置が①違反被疑行為を排除する又は違反被疑行為が排除されたことを確保するために十分なものであること（以下「措置内容の十分性」という。）及び②確実に実施されると見込まれるものであること（以下「措置実施の確実性」という。）を満たす必要がある。

### (ア) 措置内容の十分性

公正取引委員会は、確約措置が措置内容の十分性を満たしているか否かについて、個別具体的な事案ごとに判断するが、この判断に当たっては、過去に排除措置命令等で違反行為が認定された事案等のうち、行為の概要、適用条項等について、確約手続通知の書面に記載した内容と一定程度合致すると考えられる事案の措置の内容を参考にする。

### (イ) 措置実施の確実性

措置内容の十分性を満たしても、確約措置が実施されないのであれば、違反被疑行為を排除すること又は違反被疑行為が排除されたことを確保することはできない。よって、公正取引委員会は、確約措置が実施期限内に確実に実施されると判断できなければ、確約計画の認定をすることはしない。

例えば、確約措置の内容が契約変更を伴うなど第三者との合意が必要な場合には、当該第三者との合意を確約認定申請時までには成立させなければ、原則として、措置実施の確実性を満たすと認めることはできない。

## イ 確約措置の典型例

典型的な確約措置としては、後記(ア)から(キ)までに掲げるものが考えられるが、確約措置がこれらに限られるものではない（注3）。また、事件によっては、単独の確約措置で認定要件に適合する場合もあるが、複数の確約措置を組み合わせなければ認定要件に適合しない場合もある。

なお、独占禁止法第48条の3第2項第2号又は第48条の7第2項第2号の規定により、措置実施の確実性を満たすために、確約措置の内容ごとに実施期限を設定する必要がある。

### (ア) 違反被疑行為を取りやめること又は取りやめていることの確認等

被通知事業者が①違反被疑行為を取りやめること又は取りやめていることの確認を行うこと及び②違反被疑行為を行わないことの2点を取締役会等の被通知事業者の意思決定機関において決議することは、措置内容の十分性を満たすために必要な措置の一つである。

(イ) 取引先等への通知又は利用者等への周知

例えば、被通知事業者が取引先等に対して自己の競争事業者との取引を禁止していたことが違反被疑行為に該当する場合などにおいて、競争秩序の回復を確保するためには、前記(ア)について取引先等に通知又は利用者等に周知を行う必要があると考えられる。

このため、前記(ア)について取引先等への通知又は利用者等への周知を行うことが措置内容の十分性を満たすために必要となる場合がある。

(ウ) コンプライアンス体制の整備

違反被疑行為を取りやめること又は取りやめていることの確認等を確実にするためには、被通知事業者のコンプライアンス体制の整備（定期的な監査及び従業員に対する社内研修の実施を含む。）を行う必要があると考えられる。

このため、違反被疑行為を取りやめること又は取りやめていることの確認等を行う場合は、併せて、コンプライアンス体制の整備を行うことが措置実施の確実性を満たすために必要となる場合がある。

(エ) 契約変更

例えば、被通知事業者が取引先に対して自己の商品をどの程度取り扱っているかを条件とすることにより、競争品の取扱いを制限する効果を有するリベート（一般的には、仕切価格とは区別されて取引先に制度的に又は個別の取引ごとに支払われる金銭をいう。）を供給していることが違反被疑行為に該当する場合など、違反被疑行為が既存の契約を背景に行われており、当該契約内容を変更しなければ競争秩序の回復が確保できない場合もあると考えられる。

このため、被通知事業者が当事者となっている契約内容を変更することが措置内容の十分性を満たすために必要となる場合がある。

(オ) 事業譲渡等

例えば、被通知事業者が自己の競争事業者の株式の保有等を行うことが違反被疑行為に該当する場合など、保有する株式の売却等の措置を行わなければ競争秩序の回復が確保できない場合もあると考えられる。

このため、被通知事業者の事業譲渡、保有する株式の売却等を行うことが措置内容の十分性を満たすために必要となる場合がある。

(カ) 取引先等に提供させた金銭的価値の回復

例えば、被通知事業者が取引先に対して、商品又は役務を購入した後に契約で定めた対価を減額することや、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させることが違反被疑行為に該当する場合には、被通知事業者が収受した利得額や当該取引先の実費損害額を当該取引先に返金することが措置内容の十分性を満たすために有益である。

(キ) 履行状況の報告

確約措置が措置内容の十分性を満たす場合であっても、実際に確約措置が履行されないのであれば、競争秩序の回復が確保できない。

このため、確約措置の履行状況について、被通知事業者又は被通知事業者が履行状況の監視等を委託した独立した第三者（公正取引委員会が認める者に限る。）が公正取引委員会に対して報告することは、措置実施の確実性を満たすために必要な措置の一つである。

なお、報告の回数は、確約措置の内容に応じて設定する必要がある。

（注3）企業結合に係る確約措置としては、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（平成16年5月31日公正取引委員会）の「第6 競争の実質的制限を解消する措置」が参考となる。

## 7 意見募集

公正取引委員会は、申請を受けた確約計画が認定要件に適合するか否かの判断に当たり、広く第三者の意見を参考にする必要があると認める場合には、原則として30日以内の意見提出期間を定め、ウェブサイト等を通じて、申請を受けた確約計画の概要について第三者からの意見を募集する。

公正取引委員会が意見募集を開始した場合において、確約計画の概要について意見がある者は、何人も、意見提出期間内において、当委員会に対して意見書を提出することができる。

なお、寄せられた意見に対して公正取引委員会が回答するものではない。

また、第三者からの意見を募集しない場合であっても、公正取引委員会は、申請者の競争事業者、取引先等に対し、個別に確約計画に関する事実関係の確認等を行うことがある。

## 8 認定又は却下

### (1) 確約計画の認定又は却下に当たっての考え方

公正取引委員会は、被通知事業者から確約認定申請を受けた後、認定申請書類に基づき、認定要件に適合するか否かの判断を行う。前記3記載のとおり、確約手続は、違反被疑行為について、公正取引委員会と事業者との間の合意により自主的に解決するものであり、公正取引委員会と事業者との間の意思疎通を密にすることは、迅速な確約手続に係る法運用を可能とし、公正取引委員会と事業者の双方にとって有益であると考えられる。このため、確約手続通知が行われた後において、公正取引委員会は、必要と認める場合又は申請者から認定における論点等について説明を求められた場合には、その時点における論点等について説明する。また、公正取引委員会が申請者に対して申請内容の説明を求めることもある。

確約措置が認定要件に適合すると判断するとき、すなわち、措置内容の十分性及び措置実施の確実性をいずれも満たすときには、公正取引委員会は、独占禁止法第48条の

3 第 3 項又は第 48 条の 7 第 3 項の規定により、当該確約措置の記載された確約計画の認定をする。

他方、確約措置の内容が違反被疑行為の一部にしか対応していないなど、確約措置が認定要件に適合しないと判断するときには、公正取引委員会は、独占禁止法第 48 条の 3 第 6 項又は第 48 条の 7 第 5 項の規定により、決定で確約認定申請を却下する。この場合、確約手続通知を行う前の調査を再開することとなる（注 4）。

（注 4）届出が行われた企業結合について、公正取引委員会が決定で確約認定申請を却下した場合、意見聴取の通知をすることができる期間は、独占禁止法第 10 条第 13 項又は同項を準用する各規定に基づき、通知期間に 90 日を加算した期間に延長される。

## （2）認定の効果

公正取引委員会は、独占禁止法第 48 条の 4 又は第 48 条の 8 の規定により、確約計画の認定をした場合（認定を受けた確約計画の変更の認定をした場合を含む。）において、違反被疑行為及び確約措置に係る行為については、法的措置に係る規定を適用しない。

なお、公正取引委員会が、確約計画の認定をすることは、申請者の違反被疑行為について独占禁止法の規定に違反すると判断するものではない。

## 9 認定を受けた確約計画の変更

確約計画の認定を受けた申請者（以下「被認定事業者」という。）は、認定を受けた確約計画（以下「認定確約計画」という。）に記載した排除措置又は排除確保措置（以下「認定確約措置」と総称する。）を実施することとなる。

確約計画の認定を受けた後に生じた事情により被認定事業者が認定確約措置を実施期限までに実施することが困難となった場合又は経済事情の変化等により認定確約措置を実施する必要がなくなった場合、被認定事業者は、当該認定確約計画の変更の認定の申請（以下「変更認定申請」という。）をすることができる。

確約手続規則第 14 条第 1 項又は第 28 条第 1 項の規定により、認定確約計画を変更しようとする被認定事業者は、確約手続規則様式第 2 号又は第 4 号による申請書（以下「変更認定申請書」と総称する。）を用いて変更認定申請をする必要がある。変更認定申請書には、確約手続規則第 14 条第 2 項各号又は第 28 条第 2 項各号に掲げる書類（以下「変更認定申請添付書類」と総称する。）を添付する必要がある。

なお、確約手続規則第 16 条又は第 30 条の規定により、変更認定申請書及び変更認定申請添付書類は、直接持参又は書留郵便等の方法により提出する必要がある。

前記 8（1）記載の確約計画の認定の場合と同様に、認定確約計画の変更の認定に当たっては、変更後の確約措置の内容が認定要件に適合すると判断するとき、公正取引委員会は、

独占禁止法第 48 条の 3 第 9 項において準用する同条第 3 項又は第 48 条の 7 第 8 項において準用する同条第 3 項の規定により、当該認定確約計画の変更の認定をする。

独占禁止法又は確約手続規則上、変更認定申請の期限は設けられていないものの、例えば、確約措置の実施期限の直前に変更認定申請が行われた場合には、公正取引委員会は、そのような時期に被認定事業者が変更認定申請をすることとなった事情を考慮した上で、措置内容の十分性及び措置実施の現実性を判断する。

なお、変更認定申請をするか否かは、被認定事業者が自主的に判断するものである。

## 10 認定確約計画の認定の取消し

### (1) 認定の取消し

公正取引委員会は、独占禁止法第 48 条の 5 第 1 項又は第 48 条の 9 第 1 項の規定により、認定確約措置が実施されていないと認めるとき又は被認定事業者が虚偽若しくは不正の事実に基づいて確約計画の認定を受けたことが判明したときは、決定で認定確約計画の認定を取り消さなければならない。

また、公正取引委員会は、特に必要があるときは、独占禁止法第 68 条第 1 項又は第 2 項の規定により、独占禁止法第 48 条の 5 第 1 項各号又は第 48 条の 9 第 1 項各号に規定する取消事由の存否を明らかにするため、独占禁止法第 47 条の規定に基づく調査権限を行使する場合がある。

### (2) 認定の取消しの効果

認定確約計画の認定が取り消された場合、独占禁止法第 48 条の 4 又は第 48 条の 8 の規定による認定の効果は失われ、確約手続通知を行う前の調査を再開することとなる（注 5）。

この場合において、法的措置（一般集中及び企業結合に係るものを除く。）の除斥期間（違反行為が終了してから法的措置を採ることができるまでの期間をいう。以下同じ。）は、違反行為が終了した日から 5 年とされているが、公正取引委員会は、独占禁止法第 48 条の 5 第 3 項若しくは第 4 項又は第 48 条の 9 第 3 項若しくは第 4 項の規定により、認定確約計画の認定を取り消した場合には、除斥期間にかかわらず、取消しの決定の日から 2 年間は、法的措置を採ることができる。

（注 5）届出が行われた企業結合について、公正取引委員会が認定確約計画の認定を取り消した場合（独占禁止法第 48 条の 5 第 1 項第 1 号に該当することによる取消しに限る。）、意見聴取の通知は、独占禁止法第 10 条第 14 項又は同項を準用する各規定に基づき、認定確約計画の認定の取消しの決定の日から起算して 1 年以内にする必要があることとなる。

## 11 確約計画の認定に関する公表

確約計画の認定をした後、公正取引委員会は、具体的にどのような行為が公正かつ自由な競争に悪影響を与える可能性があるのかを明らかにし、確約手続に係る法運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保する観点から、認定確約計画の概要、当該認定に係る違反被疑行為の概要その他必要な事項を公表する。また、公表に当たっては、独占禁止法の規定に違反することを認定したものではないことを付記する。

なお、公正取引委員会が確約認定申請を却下した場合若しくは認定確約計画の認定を取り消した場合又は申請者が確約認定申請を取り下げた場合については、その後、確約手続通知を行う前の調査を再開することとなるため、原則として、いずれも公表しない。

## 12 確約手続移行前の手続との関係等

### (1) 確約手続移行後における独占禁止法第 47 条の規定に基づく調査権限の行使

公正取引委員会が、確約手続に付することが適当であると判断し、確約手続通知を行った後、独占禁止法第 47 条の規定に基づく調査権限の行使、任意の供述聴取といった法的措置を採る上で必要となる事実の認定をするための調査を行うことは、法律上妨げられるものではないが、確約手続を円滑に進める観点から、確約認定申請に係る処分がされるまでの間に、被通知事業者に対し、当該被通知事業者に対する法的措置を採る上で必要となる事実の認定をするための調査は、原則として行わない。

しかし、例えば、確約手続通知後、確約計画の認定に当たって、①公正取引委員会が確約計画の却下事由に該当する心証を得ており、申請者から十分な疎明資料等が提出される見込みがない場合、②申請者の取引先等に対して事実関係の確認や意見聴取等を行うに当たり、当該取引先等から任意の調査に対する協力が得られない場合などについては、確約認定申請に係る処分がされるまでの間であっても、法的措置を採る上で必要となる事実の認定をするための調査を行うこともあり得る。

### (2) 確約手続移行後における意見聴取の通知

公正取引委員会が、確約手続通知を行った後、確約認定申請に係る処分がされるまでの間に、被通知事業者に対して意見聴取の通知を行うことは、法律上妨げられるものではないが、原則として行わない。

### (3) 確約手続において事業者から提出された資料の取扱い

公正取引委員会は、前記(1)記載のとおり、確約認定申請に係る処分がされるまでの間に、被通知事業者に対して法的措置を採る上で必要となる事実の認定をするための調査は、原則として行わない。

しかし、公正取引委員会が確約認定申請を却下した場合若しくは確約計画の認定を取り消した場合又は申請者が確約認定申請を取り下げた場合に、申請に当たって申請者から提出された資料が証拠として一切使用できないとすれば、法的措置を採る上で必要となる事実の認定に支障が生じるおそれがある。このため、この場合には、申請者

から提出された資料を返却することはせず、かつ、法的措置を採る上で必要となる事実の認定を行うための証拠として使用することもあり得る。

以上



環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律 新旧対照条文目次（独立禁止法関係抜粋）

（新旧対照条文二覽）

（本則）

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（第一条関係）…………… 1

（附則）

○水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（附則第十一条関係）…………… 13  
 ○中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）（附則第十条関係）…………… 14

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案  | 現 行  |
|--|--|
| <p>第十条（略）</p> <p>②③④（略）</p> <p>④ 公正取引委員会は、第十七条の二第二項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとする場合には、前項本文に規定する三十日の期間又は同項ただし書の規定により短縮された期間（公正取引委員会が株式取得会社に対してそれぞれの期間内に公正取引委員会規則で定めるところにより必要な報告、情報又は資料の提出（以下この項において「報告等」という。）を求めた場合においては、前項の届出受理の日から百二十日を経過した日と全ての報告等を受理した日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間）（以下この条において「通知期間」という。）内に、株式取得会社に対し、第五十条第二項の規定による通知をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該届出に係る株式の取得に関し、第四十八条の二の規定による通知をした場合において、第四十八条の三第二項に規定する期間内に、同項の規定による認定の申請があつたとき。</p> <p>四 当該届出に係る株式の取得に関し、第四十八条の二の規定による通知をした場合において、第四十八条の二第二項の規定による認定の申請に係る限りがあつたとき。</p> <p>五 当該届出に係る株式の取得に関し、第四十八条の二の規定による通知をした場合において、第四十八条の三第二項の規定による認定の申請について同条第六項の規定による決定があつたとき。</p> <p>六 当該届出に係る株式の取得に関し、第四十八条の五第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による第四十八条の三第三項の認定（同条第六項）</p> | <p>第十条（略）</p> <p>②③④（略）</p> <p>④ 公正取引委員会は、第十七条の二第二項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとする場合には、前項本文に規定する三十日の期間又は同項ただし書の規定により短縮された期間（公正取引委員会が株式取得会社に対してそれぞれの期間内に公正取引委員会規則で定めるところにより必要な報告、情報又は資料の提出（以下この項において「報告等」という。）を求めた場合においては、前項の届出受理の日から百二十日を経過した日と全ての報告等を受理した日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間）内に、株式取得会社に対し、第五十条第一項の規定による通知をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> |

八項の規定による変更の認定を含む）の取消しがあつた場合

七 当該届出に係る株式の取得に関し、第四十八条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による第四十八条の三第三項の認定（同条第八項の規定による変更の認定を含む）の取消しがあつた場合

⑩ (略)

⑪ 第九項第三号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとするときは、通知期間に六十日を加算した期間内に、第九項本文の通知をしなければならない。

⑫ 第九項第四号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとするときは、通知期間に第四十八条の二の規定による通知の日から同号の取下げがあつた日までの期間に相当する期間を加算した期間内に、第九項本文の通知をしなければならない。

⑬ 第九項第五号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとするときは、通知期間に九十日を加算した期間内に、第九項本文の通知をしなければならない。

⑭ 第九項第六号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとするときは、第四十八条の五第一項の規定による決定の日から起算して二年以内に第九項本文の通知をしなければならない。

第十五条 (略)

② (略)

③ 第十条第八項から第十四項までの規定は、前項の規定による届出に係る合併の制限及び公正取引委員会がする第十七条の二第二項の規定による命令について適用する。この場合において、第十条第八項及び第十項から第

(新設)

⑩ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第十五条 (略)

② (略)

③ 第十条第八項から第十項までの規定は、前項の規定による届出に係る合併の制限及び公正取引委員会がする第十七条の二第一項の規定による命令について適用する。この場合において、第十条第八項及び第十項中「株式

十四項までの規定中「株式の取得」とあるのは「合併」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「合併」と、「が株式取得会社」とあるのは「が合併会社のうち少なくとも一の会社」と、「株式取得会社」とあるのは「合併会社」と読み替えるものとする。

第十五条の二 (略)

②・③ (略)

④ 第十条第八項から第十四項までの規定は、前二項の規定による届出に係る共同新設分割及び吸収分割の制限並びに公正取引委員会がする第十七条の二第二項の規定による命令について適用する。この場合において、第十条第八項及び第十項から第十四項までの規定中「株式の取得」とあるのは「共同新設分割又は吸収分割」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「共同新設分割又は吸収分割」と、「が株式取得会社」とあるのは「が共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしようとする会社のうち少なくとも一の会社」と、「株式取得会社」とあるのは「共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしようとする会社」と読み替えるものとする。

第十五条の三 (略)

② (略)

③ 第十条第八項から第十四項までの規定は、前項の規定による届出に係る共同株式移転の制限及び公正取引委員会がする第十七条の二第二項の規定による命令について適用する。この場合において、第十条第八項及び第十項から第十四項までの規定中「株式の取得」とあるのは「共同株式移転」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「共同株式移転」と、「が株式取得会社」とあるのは「が共同株式移転をしようとする会社のうち少なくとも一の会社」と、「株式取得会社」とあるのは「共同株式移転をしようとする会社」と読み替えるものとする。

の取得」とあるのは「合併」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「合併」と、「が株式取得会社」とあるのは「が合併会社のうち少なくとも一の会社」と、「株式取得会社」とあるのは「合併会社」と読み替えるものとする。

第十五条の二 (略)

②・③ (略)

④ 第十条第八項から第十項までの規定は、前二項の規定による届出に係る共同新設分割及び吸収分割の制限並びに公正取引委員会がする第十七条の二第二項の規定による命令について適用する。この場合において、第十条第八項及び第十項中「株式の取得」とあるのは「共同新設分割又は吸収分割」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「共同新設分割又は吸収分割」と、「が株式取得会社」とあるのは「が共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしようとする会社のうち少なくとも一の会社」と、「株式取得会社」とあるのは「共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしようとする会社」と読み替えるものとする。

第十五条の三 (略)

② (略)

③ 第十条第八項から第十項までの規定は、前項の規定による届出に係る共同株式移転の制限及び公正取引委員会がする第十七条の二第二項の規定による命令について適用する。この場合において、第十条第八項及び第十項中「株式の取得」とあるのは「共同株式移転」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「共同株式移転」と、「が株式取得会社」とあるのは「が共同株式移転をしようとする会社のうち少なくとも一の会社」と、「株式取得会社」とあるのは「共同株式移転をしようとする会社」と読み替えるものとする。

第十六条 (略)

② (略)

③ 第十条第八項から第十四項までの規定は、前項の規定による届出に係る事業等の譲受けの制限及び公正取引委員会がする第十七条の二第二項の規定による命令について準用する。この場合において、第十条第八項及び第十項から第十四項までの規定中「株式の取得」とあるのは「事業又は事業上の固定資産の譲受け」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「事業又は事業上の固定資産の譲受け」と、「株式会社取得会社」とあるのは「事業又は事業上の固定資産の譲受けをしようとする会社」と読み替えるものとする。

第四十八条の一 公正取引委員会は、第三条、第六条、第八条、第九条第一項若しくは第二項、第十条第三項、第十一条第二項、第十三条、第十四条、第十五条第二項、第十五条の二第三項、第十五条の三第三項、第十六条第一項、第十七条又は第十九条の規定に違反する事実があると思料する場合において、その疑いの理由となつた行為について、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認めるときは、当該行為をしている者に対し、次に掲げる事項を書面により通知することができる。ただし、第五十条第一項(第六十二条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による通知をした後は、この限りでない。

- 一 当該行為の概要
- 二 違反する疑いのある法令の条項
- 三 次に掲げる事項による認定の申請をすることができる旨

第四十八条の三 前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となつた行為を排除するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その実施しようとする措置

第十六条 (略)

② (略)

③ 第十条第八項から第十項までの規定は、前項の規定による届出に係る事業等の譲受けの制限及び公正取引委員会がする第十七条の二第二項の規定による命令について準用する。この場合において、第十条第八項及び第十項中「株式の取得」とあるのは「事業又は事業上の固定資産の譲受け」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「事業又は事業上の固定資産の譲受け」と、「株式会社取得会社」とあるのは「事業又は事業上の固定資産の譲受けをしようとする会社」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(以下この条から第四十八条の五までにおいて「排除措置」という。)に開する計画(以下この条及び第四十八条の五において「排除措置計画」という。)を作成し、これを当該通知の日から六十日以内に公正取引委員会に提出して、その認定を申請することができる。

② 排除措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 排除措置の内容
- 二 排除措置の実施期限
- 三 その他公正取引委員会規則で定める事項

③ 公正取引委員会は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その排除措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をすものとする。

- 一 排除措置が疑いの理由となつた行為を排除するために十分なものであること。
- 二 排除措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

④ 前項の認定は、文書によつて行い、認定書には、委員長及び第六十五条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

⑤ 第三項の認定は、その名宛人に認定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

⑥ 公正取引委員会は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その排除措置計画が第三項各号のいずれかに適合しないと認めるときは、決定してこれを取下しなければならない。

⑦ 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による決定について準用する。この場合において、第四項及び第五項中「認定書」とあるのは、「決定書」と読み替えるものとする。

⑧ 第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る排除措置計画を変更しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、公正取引委員会の認定を受けなければならない。

⑥ 第三項から第七項までの規定は、前項の規定による差押の認定について適用する。

第四十八条の四 第七条第一項及び第二項（第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）、第七条の二第二項（同条第三項及び第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）及び第四項、第八条の二第二項及び第三項、第十七条の二、第二十条第一項並びに第二十条の二から第二十条の六までの規定は、公正取引委員会が前条第三項の認定（同条第八項の規定による差押の認定を含む。次条、第六十五条、第六十六条第一項及び第七十六条第三項において同じ。）をした場合において、当該認定に係る疑いの理由となつた行為及び排除措置に係る行為については、適用しない。ただし、次条第二項の規定による決定があつた場合は、この限りでない。

(新設)

第四十八条の五 公正取引委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、決定で、第四十八条の三第三項の認定を取り消さなければならない。

(新設)

一 第四十八条の三第三項の認定を受けた排除措置計画に従つて排除措置が実施されていないと認めるとき。

二 第四十八条の三第三項の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが証明したとき。

② 第四十八条の三第四項及び第五項の規定は、前項の規定による決定について適用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「認定書」とあるのは、「決定書」と読み替えるものとする。

③ 第二項の規定による第四十八条の三第三項の認定の取消しがあつた場合において、当該取消しが第七条第二項ただし書（第八条の二第二項及び第二十条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する期間の満了する日の二年前の日以後にあつたときは、当該認定に係る疑いの理由となつた行為に対する第七条第二項（第八条の二第二項

及び第二十条第一項において準用する場合を含む。）又は第八条の二第三項の規定による命令は、第七条第二項ただし書の規定にかかわらず、当該取消しの決定の日から二年間においても、することができぬ。

④ 前項の規定は、第七条の二第一項（同条第二項及び第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第四項又は第二十条の二から第二十条の六までの規定による命令について適用する。この場合において、前項中「第七条第二項ただし書（第八条の二第二項及び第二十条第二項において）」とあるのは「第七条の二第二十七項（第八条の二及び第二十条の七に於いて読み替えて）」と、「第七条第二項ただし書」とあるのは「第七条の二第二十七項」と読み替えるものとする。

第四十八条の六 公正取引委員会は、第三条、第六条、第八条又は第十九条の規定に違反する疑いの理由となつた行為が既になくなつている場合においても、公正かつ自由な競争の促進を図る上で特に必要があると認めるときは、第一号に掲げる者に対し、第二号に掲げる事項を書面により通知することができる。ただし、第五十条第一項（第六十二条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知をした後は、この限りでない。

(新設)

一 次に掲げる者

イ 疑いの理由となつた行為をした者

ロ 疑いの理由となつた行為をした者が法人である場合において、当該疑いの合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

ハ 疑いの理由となつた行為をした者が法人である場合において、当該法人から分割により当該行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人

ニ 疑いの理由となつた行為をした者から当該行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた者

|         |  |
|---------|--|
| 二       | 次に掲げる事項  |
| イ       | 疑いの理由となつた行為の概要   |
| ロ       | 違反する疑いのあつた法令の条項  |
| ハ       | 次条第一項の規定による認定の申請をすることができない旨  |
| 第四十八条の七 | 前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となつた行為が排除されたことを確保するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その実施しようとする措置（以下この条から第四十八条の九までにおいて「排除確保措置」という。）に関する計画（以下この条及び第四十八条の九において「排除確保措置計画」という。）を作成し、これを当該通知の日から六十日以内に公正取引委員会に提出し、その認定を申請することができる。 |
| ②       | 排除確保措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。  |
| 一       | 排除確保措置の内容  |
| 二       | 排除確保措置の実施期限  |
| 三       | その他公正取引委員会規則で定める事項   |
| ③       | 公正取引委員会は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その排除確保措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。   |
| 一       | 排除確保措置が疑いの理由となつた行為が排除されたことを確保するために十分なものであること。  |
| 二       | 排除確保措置が確実に実施されると見込まれるものであること。  |
| ④       | 第四十八条の三第四項及び第五項の規定は、前項の規定による認定について適用する。  |
| ⑤       | 公正取引委員会は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その排除確保措置計画が第三項各号のいずれかに適合しないと認めるときは、決定でこれを却下しなければならない。  |

(新設)

|         |   |
|---------|---|
| ⑥       | 第四十八条の三第四項及び第五項の規定は、前項の規定による決定について適用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「認定書」とあるのは、「決定書」と読み替へるものとする。   |
| ⑦       | 第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る排除確保措置計画を変更しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、公正取引委員会の認定を受けなければならない。   |
| ⑧       | 第三項から第六項までの規定は、前項の規定による変更の認定について適用する。   |
| 第四十八条の八 | 第七条第一項及び第二項（第八条の二第二項及び第二十条第三項において準用する場合を含む。）、第七条の二第二項（同条第三項及び第八条の三において読み替へて準用する場合を含む。）及び第四項、第八条の二第一項及び第三項、第二十条第一項並びに第二十条の二から第二十条の六までの規定は、公正取引委員会が前条第三項の認定（同条第七項の規定による変更の認定を含む。次条、第六十五条、第六十八条第二項及び第七十二条第一項において同じ。）をした場合において、当該認定に係る疑いの理由となつた行為及び排除確保措置に係る行為については、適用しない。ただし、次条第二項の規定による決定があつた場合は、この限りでない。 |
| 第四十八条の九 | 公正取引委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、決定で、第四十八条の七第三項の認定を取り消さなければならない。  |
| 一       | 第四十八条の七第三項の認定を受けた排除確保措置計画に従つて排除確保措置が実施されていないと認めるとき。   |
| 二       | 第四十八条の七第三項の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したとき。   |
| ②       | 第四十八条の三第四項及び第五項の規定は、前項の規定による決定について適用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「認定書」と   |

(新設)

(新設)

あるのは、「決定書」と読み替えるものとする。

③ 第一項の規定による第四十八条の七第三項の認定の取消しがあつた場合において、当該取消しが第七十条第二項ただし書（第八条の二第二項及び第二十條第三項において適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する期間の満了する日の二年前の日以後にあつたときは、当該認定に係る疑いの理由となつた行為に対する第七十条第三項（第八条の二第二項及び第二十條第三項において適用する場合を含む。）又は第八条の二第三項の規定による命令は、第七十条第二項ただし書の規定にかかわらず、当該取消しの規定の日から二年間においても、することができるとする。

④ 前項の規定は、第七条の二第二項（同条第三項及び第八条の二において読み替へる場合を含む。）若しくは第四項又は第二十條の二から第二十條の六までの規定による命令について適用する。この場合において、前項中「第七十条第二項ただし書（第八条の二第二項及び第二十條第三項において）」とあるのは「第七条の二第二十七項（第八条の二及び第二十條の七において読み替へて）」と、「第七十条第二項ただし書」とあるのは「第七条の二第二十七項」と読み替へるものとする。

第五十一条 前条第一項の規定による通知を受けた者（以下この節において「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

② (略)

第六十五条 排除措置命令、納付命令、競争回復措置命令、第四十八条の三第三項の認定及び第四十八条の七第三項の認定並びにこの節の規定による決定（第七十条第二項に規定する支払決定を除く。以下同じ。）は、委員長及び委員の合議によらなければならない。

②・③ (略)

第六十八条 公正取引委員会は、第四十八条の三第三項の認定をした後にお

第五十一条 前条第一項の規定による通知を受けた者（以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

② (略)

第六十五条 排除措置命令、納付命令及び競争回復措置命令並びにこの節の規定による決定（第七十条第二項に規定する支払決定を除く。以下同じ。）は、委員長及び委員の合議によらなければならない。

②・③ (略)

第六十八条 (新設)

いても、特に必要があるときは、第四十七条の規定により、第四十八条の五第一項各号のいずれかに該当しているかどうかを確かめるために必要な処分をし、又はその職員をして処分をさせることができる。

② 公正取引委員会は、第四十八条の七第三項の認定をした後においても、特に必要があるときは、第四十七条の規定により、第四十八条の九第一項各号のいずれかに該当しているかどうかを確かめるために必要な処分をし、又はその職員をして処分をさせることができる。

③ (略)

第七十条の十一 公正取引委員会がする排除措置命令、納付命令、競争回復措置命令及び第七十条の二第二項に規定する認可の申請に係る処分並びにこの節の規定による認定、決定その他の処分（第四十七条第二項の規定によつて審査官がする処分及びこの節の規定によつて指定職員がする処分を含む。）については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第七十条の十二 公正取引委員会の排除措置命令、納付命令及び競争回復措置命令並びにこの節の規定による認定、決定その他の処分（第四十七条第二項の規定による審査官の処分及びこの節の規定による指定職員の見分を含む。）又はその不作為については、審査請求をすることができない。

第七十六条 (略)

② 前項の規定により事件の処理手続について規則を定めるに当たつては、排除措置命令、納付命令、競争回復措置命令、第四十八条の三第三項の認定及び第四十八条の七第三項の認定並びに前節の規定による決定（以下「排除措置命令等」という。）の名義人となるべき者が自己の主張を陳述し、及び立証するための機会が十分に確保されること等当該手続の適正の確保が図られるよう留意しなければならない。

(新設)

① (略)

第七十条の十一 公正取引委員会がする排除措置命令、納付命令、競争回復措置命令及び第七十条の二第二項に規定する認可の申請に係る処分並びにこの節の規定による決定その他の処分（第四十七条第二項の規定によつて審査官がする処分及びこの節の規定によつて指定職員がする処分を含む。）については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第七十条の十二 公正取引委員会の排除措置命令、納付命令及び競争回復措置命令並びにこの節の規定による決定その他の処分（第四十七条第二項の規定による審査官の処分及びこの節の規定による指定職員の見分を含む。）又はその不作為については、審査請求をすることができない。

第七十六条 (略)

② 前項の規定により事件の処理手続について規則を定めるに当たつては、排除措置命令、納付命令及び競争回復措置命令並びに前節の規定による決定（以下「排除措置命令等」という。）の名義人となるべき者が自己の主張を陳述し、及び立証するための機会が十分に確保されること等当該手続の適正の確保が図られるよう留意しなければならない。

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>第九十五条の四 前条の場合については、私的独占禁止法第四十条から第四十二条まで、第四十五条、第四十七条、第四十八条、第四十九条から第六十二条まで、第六十五条第二項及び第二項、第六十六条、第六十七条、第六十八条第三項、第七十条の三第三項及び第四項、第七十条の六、第七十条の七、第七十条の九から第七十条の十二まで、第七十五条から第七十七条まで、第八十五条（第一号に係る部分に限る。）、第八十六条、第八十七条並びに第八十八条の規定を準用する。</p> | <p>第九十五条の四 前条の場合については、私的独占禁止法第四十条から第四十二条まで、第四十五条、第四十七條から第六十二条まで、第六十五條第一項及び第二項、第六十六條から第六十八條まで、第七十条の三第三項及び第四項、第七十条の六、第七十条の七、第七十条の九から第七十条の十二まで、第七十五條から第七十七條まで、第八十五條（第一号に係る部分に限る。）、第八十六條、第八十七條並びに第八十八條の規定を準用する。</p> |

| 改 正 案   | 現 行  |
|---|--|
| <p>第百八条 前条の場合については、私的独占禁止法第四十条から第四十二条まで（公正取引委員会の権限）、第四十五条、第四十七条、<del>第四十八条、第四十九条から第六十一条まで</del>、第六十五条第二項及び第三項、第六十六条、第六十七条、第六十八条第三項、第七十条の三第三項及び第四項、第七十条の六、第七十条の七、第七十一条の九から第七十条の十二まで（事実の報告、事件の調査、排除措置命令その他事件処理の手続）、第七十五条、第七十六条（雑則）、第七十七条、第八十五条（第一号に係る部分に限る。）、第八十六条、第八十七条並びに第八十八条（訴訟）の規定を運用する。</p> | <p>第百八条 前条の場合については、私的独占禁止法第四十条から第四十二条まで（公正取引委員会の権限）、第四十五条、第四十七条から第六十二条まで、第六十五条第二項及び第三項、<del>第六十六条から第六十八条まで</del>、第七十条の三第三項及び第四項、第七十条の六、第七十条の七、第七十条の九から第七十条の十二まで（事実の報告、事件の調査、排除措置命令その他事件処理の手続）、第七十五条、第七十六条（雑則）、第七十七条、第八十五条（第一号に係る部分に限る。）、第八十六条、第八十七条並びに第八十八条（訴訟）の規定を運用する。</p> |

○公正取引委員会規則第一号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定に基づき、公正取引委員会の確約手続に関する規則を次のように定める。

平成二十九年一月二十五日

公正取引委員会委員長 杉本 和行

公正取引委員会の確約手続に関する規則

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 法第四十八条の二の規定による通知（第七条）

第三章 排除措置計画

第一節 排除措置計画の認定の申請（第八条―第十一条）

第二節 認定（第十二条）

第三節 却下（第十三条）

第四節 認定排除措置計画の変更（第十四条―第十九条）

第四章 排除措置計画の認定の取消し（第二十条）

第五章 法第四十八条の六の規定による通知（第二十一条）

第六章 排除確保措置計画

第一節 排除確保措置計画の認定の申請（第二十二条―第二十五条）

第二節 認定（第二十六条）

第三節 却下（第二十七条）

第四節 認定排除確保措置計画の変更（第二十八条―第三十三条）

第七章 排除確保措置計画の認定の取消し（第三十四条）

第八章 補則（第三十五条―第三十七条）

附則

第一章 総則

（この規則の趣旨・定義）

第一条 公正取引委員会（以下「委員会」という。）が行う確約手続（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「法」という。）第四十八条の二から第四十八条の九までの手続をいう。以下同じ。）については、法に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 この規則において使用する用語であつて、法において使用する用語と同一のものは、これと同一の意義において使用するものとする。

（期間の計算）

第二条 期間の計算については、民法（明治二十九年法律第八十九号）の期間に関する規定に従う。

2 期間の末日が行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

（用語）

第三条 確約手続においては、日本語を用いる。

（公示送達の方法）

第四条 委員会は、公示送達があつたことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき

送達については、委員会は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があつたことを通知することができる。

（文書の作成）

第五条 確約手続において作成すべき文書には、特別の定めのある場合を除いて、年月日を記載して署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の文書が委員会において作成すべき謄本の場合には、当該謄本を作成した職員が、その記載に接続して当該謄本が原本と相違ない旨を付記し、かつ、これに記名押印して、毎葉に契印又はこれに準ずる措置をしなければならない。

（文書の訂正）

第六条 確約手続において文書を作成するには、文字を改変してはならない。文字を加え、削り、又は欄外に記載したときは、これに認印しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

第二章 法第四十八条の二の規定による通知

(通知書の送達)

第七条 法第四十八条の二の規定による通知は、疑いの理由となった行為をしている者又はその代理人に対し、同条各号に掲げる事項を記載した文書を送達して行うものとする。

### 第三章 排除措置計画

#### 第一節 排除措置計画の認定の申請

(排除措置計画の認定の申請方法)

第八条 法第四十八条の三第一項の規定による申請をしようとする者は、様式第一号による申請書を委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものであるときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。

- 一 排除措置が疑いの理由となった行為を排除するために十分なものであることを示す書類
- 二 排除措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類
- 三 その他委員会が法第四十八条の三第三項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類

第九条 法第四十八条の三第一項の規定による申請をした者（以下この節から第三節までにおいて「申請者」という。）は、申請書類の記載事項に変更がある場合は、同項の期間が経過する日までに、変更内容を記載した報告書を委員会に提出することができる。ただし、既にその申請に係る処分がされているときは、この限りでない。

第十条 前二条の規定により文書を提出する場合には、次の各号に掲げるいずれかの方法により、又はそれらの方法の併用により委員会に提出しなければならない。

- 一 直接持参する方法
- 二 書留郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務であつて当該一般信書便事業者若しくは当該特定信書便事業者において引受け及び配達記録を行うもの又はこれらに準ずる方法により送付する方法

第十一条 申請者は、申請をした日からその申請に係る処分がされるまでの間、いつでも、第八条第二項第三号に規定する書類の提出を追加して行うことができる。

## 第二節 認定

### (認定書の送達)

第十二条 法第四十八条の三第五項に規定する認定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

## 第三節 却下

### (決定書の送達等)

第十三条 法第四十八条の三第七項において読み替えて準用する同条第五項に規定する決定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

2 前項の決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 排除措置計画の認定の申請を却下した旨
- 二 却下の理由

## 第四節 認定排除措置計画の変更

### (認定排除措置計画の変更の認定の申請方法)

第十四条 法第四十八条の三第三項の認定を受けた者であつて同条第八項の規定により当該認定に係る排除措置計画（以下この節において「認定排除措置計画」という。）を変更しようとする者は、様式第二号による申請書を委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものであるときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。

- 一 排除措置が疑いの理由となつた行為を排除するために十分なものであることを示す書類
- 二 排除措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類
- 三 その他委員会が法第四十八条の三第八項の規定による変更の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類

第十五条 認定排除措置計画の変更の認定の申請をした者（以下この節において「申請者」という。）は、申請書類の記載事項に変更がある場合は、その申請に係る処分がされるまでの間に、変更内容を記載した報告書を委員会に提出することができる。

第十六条 第十条の規定は、前二条の規定により文書を提出する場合について準用する。

第十七条 申請者は、申請をした日からその申請に係る処分がされるまでの間、いつでも、第十四条第二項第三号に規定する書類の提出を追加して行うことができる。

(認定書の送達)

第十八条 法第四十八条の三第九項において準用する同条第五項に規定する認定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

(決定書の送達等)

第十九条 法第四十八条の三第九項において準用する同条第七項において読み替えて準用する同条第五項に規定する決定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

2 前項の決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 認定排除措置計画の変更の認定の申請を却下した旨
- 1 却下の理由

第四章 排除措置計画の認定の取消し

(決定書の送達等)

第二十条 法第四十八条の五第二項において読み替えて準用する法第四十八条の三第五項に規定する決定書の謄本は、当該認定を受けた者又はその代理人に送達しなければならない。

2 前項の決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 排除措置計画の認定を取り消した旨
- 1 取消しの理由

第五章 法第四十八条の六の規定による通知

(通知書の送達)

第二十一条 法第四十八条の六の規定による通知は、同条第一号に掲げる者又はその代理人に対し、同条第一号に掲げる事項を記載した文書を送達して行うものとする。

第六章 排除確保措置計画

第一節 排除確保措置計画の認定の申請

(排除確保措置計画の認定の申請方法)

第二十二条 法第四十八条の七第一項の規定による申請をしようとする者は、様式第三号による申請書を委

員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものであるときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。

- 一 排除確保措置が疑いの理由となった行為が排除されたことを確保するために十分なものであることを示す書類
- 二 排除確保措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類
- 三 その他委員会が法第四十八条の七第三項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類

11

第二十三条 法第四十八条の七第一項の規定による申請をした者（以下この節から第三節までにおいて「申請者」という。）は、申請書類の記載事項に変更がある場合は、同項の期間が経過する日までに、変更内容を記載した報告書を委員会に提出することができる。ただし、既にその申請に係る処分がされているときは、この限りでない。

第二十四条 第十条の規定は、前二条の規定により文書を提出する場合について準用する。

第二十五条 申請者は、申請をした日からその申請に係る処分がされるまでの間、いつでも、第二十二條第

一項第三号に規定する書類の提出を追加して行うことができる。

#### 第二節 認定

（認定書の送達）

第二十六条 法第四十八条の七第四項において準用する法第四十八条の三第五項に規定する認定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

#### 第三節 却下

（決定書の送達等）

第二十七条 法第四十八条の七第六項において読み替えて準用する法第四十八条の三第五項に規定する決定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

2 前項の決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 排除確保措置計画の認定の申請を却下した旨
- 二 却下の理由

#### 第四節 認定排除確保措置計画の変更

12

(認定排除確保措置計画の変更の認定の申請方法)

第二十八条 法第四十八条の七第三項の認定を受けた者であつて同条第七項の規定により当該認定に係る排除確保措置計画(以下この節において「認定排除確保措置計画」という。)を変更しようとする者は、様式第四号による申請書を委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものであるときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。

- 1 排除確保措置が疑いの理由となつた行為が排除されたことを確保するために十分なものであることを示す書類
  - 1 排除確保措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類
  - 2 その他委員会が法第四十八条の七第七項の規定による変更の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類

13

第二十九条 認定排除確保措置計画の変更の認定の申請をした者(以下この節において「申請者」という。

)は、申請書類の記載事項に変更がある場合は、その申請に係る処分がされるまでの間に、変更内容を記

載した報告書を委員会に提出することができる。

第三十条 第十条の規定は、前二条の規定により文書を提出する場合について準用する。

第三十一条 申請者は、申請をした日からその申請に係る処分がされるまでの間、いつでも、第二十八条第

一項第三号に規定する書類の提出を追加して行うことができる。

(認定書の送達)

第三十二条 法第四十八条の七第八項において準用する同条第四項において準用する法第四十八条の三第五項に規定する認定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

14

(決定書の送達等)

第三十三条 法第四十八条の七第八項において準用する同条第六項において読み替えて準用する法第四十八条の三第五項に規定する決定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

2 前項の決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 認定排除確保措置計画の変更の認定の申請を却下した旨
- 2 却下の理由

## 第七章 排除確保措置計画の認定の取消し

(決定書の送達等)

第三十四条 法第四十八条の九第二項において読み替えて準用する法第四十八条の三第五項に規定する決定書の謄本は、当該認定を受けた者又はその代理人に送達しなければならない。

2 前項の決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 排除確保措置計画の認定を取り消した旨
- 2 取消しの理由

## 第八章 補則

(文書のフアクシミリによる提出)

第三十五条 確約手続において提出すべき文書は、次に掲げるものを除き、フアクシミリを利用して送信することにより提出することができる。

- 1 申請書
- 2 申請書に添付する書類（第十一条、第十七条、第二十五条及び第三十一条の規定により提出するもの

を除く。）

3 報告書

2 フアクシミリを利用して文書が提出された場合は、委員会が受信した時に、当該文書が委員会に提出されたものとみなす。

3 委員会は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、送信に使用した文書を提出させることができる。

(申請の取下げ)

第三十六条 この規則の規定による申請は、当該申請に係る処分がされるまでは、いつでも取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げは、書面で行なければならない。

(更正決定)

第三十七条 認定書又は決定書に誤記その他明らかな誤りがあるときは、委員会は、職権又は申立てにより、更正決定をすることができる。

2 更正決定に対しては、更正決定書の謄本の送達を受けた日から二週間以内に、委員会に対し、文書をもって異議の申立てをすることができる。

3 委員会は、前項の異議申立てを却下したときは、これを申立人に通知しなければならない。

#### 附 則

この規則は、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行の日から施行する。

#### 附 則（平成三十年七月十八日公正取引委員会規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

3 添付書類

以下の書類を提出します。

| 番号 | 書類の名称 | 書類の内容の説明(概要) | 備考 |
|----|-------|--------------|----|
|    |       |              |    |
|    |       |              |    |
|    |       |              |    |
|    |       |              |    |

様式第1号 (用紙の大きさは日本工業規格A4とする。)

平成 年 月 日

排除措置計画の認定申請書

公正取引委員会 宛

氏名又は名称  
住所又は所在地  
代表者の役職名及び氏名 印

平成 年 月 日 付 公 審 通 第 号 を 受 け た と ころ、私 的 独 占 の 禁 止 及 び  
公 正 取 引 の 確 保 に 関 する 法 律 (昭 和 2 2 年 法 律 第 5 4 号) 第 4 8 条 の 3 第 1 項 の 規 定 に 基 づ  
き、下 記 の 計 画 に つ い て 認 定 を 受 け た い の で 申 請 し ま す。

記

- 1 排除措置の内容  
以下に記載した内容を履行することを確約します。

- 2 排除措置の実施期限

様式第2号（用紙の大きさは日本工業規格A4とする。）

平成 年 月 日

排除措置計画の変更認定申請書

公正取引委員会 宛

氏名又は名称  
住所又は所在地  
代表者の役職名及び氏名 印

平成 年（記）第 号で認定を受けた排除措置計画について、下記のとおり変更したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第48条の3第8項の規定に基づき、変更の認定の申請を行います。

記

| 1 変更事項の内容 | 変更後 |
|-----------|-----|
|           |     |

2 変更が必要となる理由

3 添付書類

以下の書類を提出します。

| 番号 | 書類の名称 | 書類の内容の説明（概要） | 備考 |
|----|-------|--------------|----|
|    |       |              |    |
|    |       |              |    |
|    |       |              |    |
|    |       |              |    |

○記載上の注意事項（下記の商品目、様式の商品目に対応しています。）

記

- 1 排除措置の内容  
実施しようとする排除措置の内容を、できるだけ具体的に記載してください。
- 2 排除措置の実施期限  
上記1で記載した排除措置の内容ごとに、それぞれ実施期限を記載してください。
- 3 添付書類  
①排除措置が疑いの理由となった行為を排除するために十分なものであることを示す書類、②排除措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類及び③その他公正取引委員会が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第48条の3第3項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類を本申請書に添付してください。

例えば、排除措置の内容として、今後同様の行為を行わない旨を取締役会等で決議する場合には取締役会等の議事録の案、従業員に対する研修を実施する場合には研修の内容、対象となる従業員の名簿等を添付してください。

なお、日本語以外の言語で記載されている書類については、日本語の翻訳文を添付してください。

備考

- 1 本申請書を連名で作成する場合には、各申請者の氏名等を列記し、それぞれ代表者が押印をしてください。
- 2 申請者が外国会社である場合であって、本国において代表者が押印をする慣行がない場合には、代表者の署名をもって記名押印に代えることができます。
- 3 代理人が本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による申請である旨及び代理人の氏名を記載した上、代表者の押印に代えて代理人が押印してください。この場合には、併せて委任状を添付してください。
- 4 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載してください。
- 5 本申請書には、ページ番号を記載してください。

様式第3号（用紙の大きさは日本工業規格A4とする。）

平成 年 月 日

排除確保措置計画の認定申請書

公正取引委員会 宛

氏名又は名称  
住所又は所在地  
代表者の役職名及び氏名 印

平成 年 月 日付け公審通第 号を受けたところ、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第48条の7第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1 排除確保措置の内容

以下に記載した内容を履行することを確約します。

○記載上の注意事項（下記の各項目は、様式の各項目に対応しています。）

記

1 変更事項の内容

認定を受けた排除措置計画のうち、変更しようとする事項については、変更前と変更後の内容を対比して記載してください。その際、変更した部分については、下線を引いてください。

2 変更が必要となる理由

認定を受けた排除措置計画の変更が必要となる理由を、具体的に記載してください。

3 添付書類

①排除措置が疑いの理由となった行為を排除するために十分なものであることを示す書類、②排除措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類及び③その他公正取引委員会が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第48条の3第8項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類を本申請書に添付してください。

例えば、認定を受けた排除措置計画として今後同様の行為を行わないことを取引先へ通知することを計画していたものの、災害のため、やむを得ず、実施期限内に一部の取引先へ通知することが困難と見込まれた場合において、変更する排除措置として、当該一部の取引先への通知に係る実施期限を3か月延長することを申請する場合には、通知に係る実施期限を延長する取引先の名簿等を添付してください。

なお、日本語以外の言語で記載されている書類については、日本語の翻訳文を添付してください。

備考

1 本申請書を連名で作成する場合には、各申請者の氏名等を列記し、それぞれ代表者が押印してください。

2 申請者が外国会社である場合であつて、本国において代表者が押印をする慣行がない場合には、代表者の署名をもって記名押印に代えることができます。

3 代理人が本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による申請である旨及び代理人の氏名を記載した上、代表者の押印に代えて代理人が押印してください。この場合には、併せて委任状を添付してください。

4 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載してください。

5 本申請書には、ページ番号を記載してください。

2 排除確保措置の実施期限

○記載上の注意事項（下記の各項目は、様式の各項目に対応しています。）

記

- 1 非除確保措置の内容  
実施しようとする非除確保措置の内容を、できるだけ具体的に記載してください。
- 2 非除確保措置の実施期限  
上記1で記載した非除確保措置の内容ごとに、それぞれ実施期限を記載してください。
- 3 添付書類  
①非除確保措置が疑いの理由となった行為が排除されたことを確保するために十分なものであることを示す書類、②非除確保措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類及び③その他公正取引委員会が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第48条の7第3項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類を本申請書に添付してください。  
例えば、非除確保措置の内容として、今後同様の行為を行わない旨を取締役会等で決議する場合には取締役会等の議事録の案、従業員に対する研修を実施する場合には対象となる従業員の名簿等を添付してください。  
なお、日本語以外の言語で記載されている書類については、日本語の翻訳文を添付してください。

備考

- 1 本申請書を連名で作成する場合には、各申請者の氏名等を列記し、それぞれ代表者が押印をしてください。
- 2 申請者が外国会社である場合であって、本国において代表者が押印をする慣行がない場合には、代表者の署名をもって記名押印に代えることができます。
- 3 代理人が本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による申請の旨及び代理人の氏名を記載した上、代表者の押印に代えて代理人が押印してください。この場合には、併せて委任状を添付してください。
- 4 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載してください。
- 5 本申請書には、ページ番号を記載してください。

3 添付書類

以下の書類を提出します。

| 番号 | 書類の名称 | 書類の内容の説明（概要） | 備考 |
|----|-------|--------------|----|
|    |       |              |    |
|    |       |              |    |
|    |       |              |    |
|    |       |              |    |

○記載上の注意事項（下記の各項目は、様式の各項目に対応しています。）

記

- 1 変更事項の内容  
認定を受けた排除確保措置計画のうち、変更しようとする事項について、変更前と変更後の内容を対比して記載してください。その際、変更した部分については、下線を引いてください。
- 2 変更が必要となる理由  
認定を受けた排除確保措置計画の変更が必要となる理由を、具体的に記載してください。
- 3 添付書類  
①排除確保措置が疑いの理由となった行為が排除されたことを確保するために十分なものであることを示す書類、②排除確保措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類及び③その他公正取引委員会が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第48条の7第7項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類を本申請書に添付してください。  
例えば、認定を受けた排除確保措置計画として今後同様の行為を行わないことを取引先へ通知することを計画していたものの、災害のため、やむを得ず、実施期限内に一部の取引先へ通知することが困難と見込まれた場合において、変更する排除確保措置として、当該一部の取引先への通知に係る実施期限を3か月間延長することを申請する場合には、通知に係る実施期限を延長する取引先の名簿等を添付してください。  
なお、日本語以外の言語で記載されている書類については、日本語の翻訳文を添付してください。

備考

- 1 本申請書を連名で作成する場合には、各申請者の氏名等を列記し、それぞれ代表者が押印をしてください。
- 2 申請者が外国会社である場合であって、本国において代表者が押印をする慣行がない場合には、代表者の署名をもって記名押印に代えることができます。
- 3 代理人が本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による申請である旨及び代理人の氏名を記載した上、代表者の押印に代えて代理人が押印してください。この場合には、併せて委任状を添付してください。
- 4 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載してください。
- 5 本申請書には、ページ番号を記載してください。

様式第4号（用紙の大きさは日本工業規格A4とする。）

平成 年 月 日

排除確保措置計画の変更認定申請書

公正取引委員会 宛

氏名又は名称  
住所又は所在地  
代表者の役職名及び氏名 印

平成 年（認）第 号で認定を受けた排除確保措置計画について、下記のとおり変更したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第48条の7第7項の規定に基づき、変更の認定の申請を行います。

記

1 変更事項の内容

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|
|     |     |

2 変更が必要となる理由

3 添付書類

以下の書類を提出します。

| 番号 | 書類の名称 | 書類の内容の説明（概要） | 備考 |
|----|-------|--------------|----|
|    |       |              |    |
|    |       |              |    |
|    |       |              |    |

## 企業結合審査の手続に関する対応方針

平成23年6月14日  
公正取引委員会

改定 平成27年4月1日  
改定 平成30年9月26日

## 1 趣旨

公正取引委員会は、株式取得等（株式の取得、合併、共同新設分割、吸収分割、共同株式移転及び事業等の譲受けをいう。以下同じ。）の企業結合計画（以下「企業結合計画」という。）については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に基づく事前届出制を採っており、独占禁止法に定められた手続に従い、企業結合計画が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かについての審査（以下「企業結合審査」という。）を行っているところ、近年、企業結合審査の手続については、一層の迅速性及び透明性の向上が求められてきている。

このため、企業結合審査に対する事業者の予見可能性を高め、また、企業結合審査の手続の迅速性及び透明性を高める観点から、当委員会は、「企業結合審査の手続に関する対応方針」（以下「本対応方針」という。）を策定する。

なお、本対応方針は、平成23年7月1日から適用し、「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」（平成14年12月11日公正取引委員会。以下「旧対応方針」という。）は、廃止する。

## 2 届出前相談

企業結合計画に関し、独占禁止法第10条第2項（同条第5項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第15条第2項、第15条の2第2項及び第3項、第15条の3第2項並びに第16条第2項の規定に基づく当委員会に対する届出を予定する会社（以下「届出予定会社」という。）は、当該届出を行う前に、当委員会に対し、当該企業結合計画に関する相談（以下「届出前相談」という。）を行うことができる。届出前相談において、届出予定会社は、届出書の記載方法等に関して相談することができる（届出前相談窓口は、別紙届出書提出先）（注1）。

例えば、届出書には届出会社等の国内の市場における地位を記載する項目があるところ、その記載を行うため、一定の取引分野に関する当委員会の考え方について、届出予定会社が当委員会に対し相談するなど、届出予定会社から届出書に記載すべき内容に関連した相談が当委員会に寄せられた場合には、当委員会は、当該相談に対する説明を行うために必要な情報を届出予定会社から聴取するなどした上で、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用方針」（平成16年5月31日公正取引委員会。以下「企業結合ガイドライン」という。）及び過去の事案で示した考え方に照らし、その時点での情報に基づき可能な範囲で説明を行うこととする。

また、届出予定会社は、届出前相談に対する適切な説明を得るために必要と思われる資料を当委員会に提出することができる。

なお、届出前相談における届出予定会社と当委員会とのやりとりを踏まえて届出後の審査が行われ

ることとなるが、届出後の審査において、届出前相談における当委員会の説明が修正されることがある。

(注1) 届出予定会社が届出前相談を行わなかったとしても、当該会社が、届出後の審査において不利益に取り扱われることはない。

### 3 第1次審査(注2)

#### (1) 届出書の受理

届出会社が企業結合計画の届出書を当委員会に提出し、当委員会がこれを受理すると、当委員会は、第1次審査を開始する。

企業結合計画の届出書の様式及び届出に必要な書類については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号。以下「届出規則」という。)第2条の6、第5条、第5条の2、第5条の3及び第6条において規定されている。当委員会は、これらの規定に基づき提出された届出書を受理したときは、届出規則第7条第1項及び第2項に基づき、届出会社に対し届出受理書を交付する。

(注2)「第1次審査」とは、当委員会が、届出書を受理した後に行う企業結合審査であって、より詳細な審査が必要であるとして、届出会社に対し、独占禁止法第10条第9項(独占禁止法第15条第3項、第15条の2第4項、第15条の3第3項及び第16条第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する必要な報告、情報又は資料の提出(以下「報告等」という。)の要請以降に行うものを除く企業結合審査をいう。また、報告等の要請以降に行う企業結合審査を「第2次審査」という。

#### (2) 禁止期間

当委員会が届出書を受理した後、独占禁止法第10条第8項本文(独占禁止法第15条第3項、第15条の2第4項、第15条の3第3項及び第16条第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)に規定されているとおり、届出会社は、届出受理の日から30日を経過するまでの期間は当該株式取得等を行うことができない。ただし、当委員会は、独占禁止法第10条第8項ただし書の規定により、その必要があると認める場合には、当該期間を短縮することができる(以下独占禁止法第10条第8項本文に規定する30日の期間及び同項ただし書の規定により短縮された期間を「禁止期間」という。)。

#### (3) 第1次審査の流れ

第1次審査において、当委員会は、通常、禁止期間内に、当該企業結合計画について、①独占禁止法上問題がないとして、届出規則第9条の規定による排除措置命令を行わない旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」という。)をするか、②より詳細な審査が必要であるとして、報告等の要請を行うか、③独占禁止法違反の疑いについて、当委員会と事業者(事業者団体等を含む。)

との間の合意により自主的に解決するための独占禁止法第48条の2から第48条の9までに規定する手続（以下「確約手続」という。）に係る独占禁止法第48条の2の規定による通知（以下「確約手続通知」という。）を行うか、いずれかの対応を採ることとなる。

①の場合、届出会社が書面により禁止期間の短縮を申し出たときには、速やかに排除措置命令を行わない旨の通知をするとともに、当該通知の日まで禁止期間の短縮を行う（注3）。また、第1次審査が終了した事案のうち、例えば、第1次審査の段階で届出会社が問題解消措置（企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合に、届出会社が一定の適切な措置を講じることにより、その問題を解消できるような措置をいう。以下同じ。）を採ることを前提に当委員会が独占禁止法上問題ないと判断したものなど、他の会社等の参考となる事案については、これを公表する。

②の場合、その後の具体的な手続の流れは、後記4のとおりである。

③の場合、その後の具体的な手続の流れは、「確約手続に関する対応方針」（平成30年9月26日公正取引委員会）のとおりである。

（注3）当委員会が①の対応を採り、排除措置命令を行わない旨の通知をした後に、届出会社が書面により禁止期間の短縮を申し出た場合も、速やかに禁止期間の短縮を行う。

#### 4 第2次審査

##### (1) 報告等の要請

当委員会は、届出会社に対し、報告等の要請を行い、第2次審査を開始する。

当委員会が届出会社に対し報告等の要請を行う場合には、届出会社に対し、届出規則第8条第1項に規定する報告等要請書を交付し、届出会社から全ての報告等を受理した場合には、届出会社に対し、同条第2項に規定する報告等受理書を交付する。同条第1項後段の規定により、報告等の要請を行うに当たっては、報告等を求める趣旨について、報告等要請書に記載する。

また、当委員会が届出会社に報告等の要請を行った場合、当委員会はその旨を公表する。

##### (2) 第三者からの意見聴取

上記(1)により当委員会が報告等の要請を行う旨を公表した企業結合計画について意見がある者は、何人も、当該公表後30日以内に、当委員会に対して、意見書を提出することができる。

##### (3) 第2次審査の流れ

第2次審査において、当委員会は、独占禁止法第10条第9項本文に規定する、届出受理の日から120日を経過した日と全ての報告等を受理した日から90日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間内に、①独占禁止法上問題がないとして、排除措置命令を行わない旨の通知をするか、②確約手続通知を行うか、③独占禁止法第50条第1項の規定による意見聴取の通知（以下「意見聴取の通知」という。）をするか、いずれかの対応を採ることとなる。

①の場合、当委員会は、独占禁止法上問題がないとする理由を書面により説明する。また、当該審査結果については公表する（注4）。

②の場合、その後の具体的な手続は、「確約手続に関する対応方針」のとおりである。

③の場合、その後の手続は、独占禁止法第8章第2節の規定に基づき行われることとなる。

(注4) 当委員会が意見聴取の通知をした後、届出会社から問題解消措置の申出があるなどして、排除措置命令を行わないこととした事案についても、その企業結合審査の結果について公表する。

#### 5 当委員会による企業結合審査における論点等の説明並びに届出会社の意見書及び資料の提出

当委員会と届出会社との意思疎通を密にすることは、迅速かつ透明性の高い企業結合審査を可能とし、当委員会と届出会社の双方にとって有益であると考えられる。そのため、当委員会は、第1次審査及び第2次審査を行う期間（以下「審査期間」という。）において、届出会社から企業結合審査における論点等について説明を求められた場合又は必要と認める場合には、その時点における論点等について説明する。

また、届出会社は、届出規則第7条の2の規定に基づき、審査期間において、いつでも、当委員会に対し、意見書又は審査に必要と考える資料の提出（問題解消措置の申出を含む。）をすることができる。ただし、意見書又は資料の提出の時期によっては、その内容が意見聴取の通知の内容等に十分に反映されない可能性がある。

問題解消措置については、届出会社が届出書にその内容を記載する（届出後に問題解消措置の申出をする場合は、届出規則第7条第3項の規定に基づく変更報告書を提出するか、届出規則第7条第4項の規定に基づき届出書を再提出するか、いずれかの方法により行うこととなる。）ことで、これを前提とした企業結合審査が行われることとなる。

また、当委員会が確約手続に付すことが適当であると判断し、届出会社も確約手続に付すことを希望する場合などには、届出会社に対して確約手続通知を行う。この場合、届出会社は、独占禁止法第48条の3第1項の規定に基づき、問題解消措置を記載した排除措置計画の認定の申請を検討することとなる。

なお、当委員会は、企業結合ガイドラインにおいて、企業結合審査の判断要素等を明らかにしているところ、企業結合審査において別添の資料を参考とすることが多い。

#### 6 届出を要しない企業結合の計画に関する相談

国内売上高等が届出基準を満たさないために届出を要しない企業結合、又は届出の対象となっていないために届出を要しない役員兼任等の企業結合を計画している会社から、当委員会に対し、当該企業結合の計画に関して、具体的な計画内容を示して相談があった場合には、上記2～5の手続に準じて対応することとする。

なお、次の場合は、当該相談に関する審査を中止する。

- (1) 当委員会が相談会社に求めた資料の提出が行われなかった場合
- (2) 相談会社から相談の取下げの申出があった場合

## 届出書提出先

|  | 連絡先  | 管轄地域  |
|--|--|---|
| 公正取引委員会事務総局<br>〒100-8987<br>東京都千代田区霞が関 1-1-1<br>中央合同庁舎第 6 号館 B 棟           | 経済取引局企業結合課<br>TEL : (03) 3581-3719<br>FAX : (03) 3581-5771 | 茨城県・栃木県・群馬県<br>埼玉県・千葉県・東京都<br>神奈川県・新潟県・長野県<br>山梨県 |
| 北海道事務所<br>〒060-0042<br>札幌市中央区大通西 12 丁目<br>札幌第 3 合同庁舎                       | 総務課<br>TEL : (011) 231-6300<br>FAX : (011) 261-1719        | 北海道   |
| 東北事務所<br>〒980-0014<br>仙台市青葉区本町 3-2-23<br>仙台第 2 合同庁舎                        | 総務課<br>TEL : (022) 225-7095<br>FAX : (022) 261-3548        | 青森県・岩手県・宮城県<br>秋田県・山形県・福島県                        |
| 中部事務所<br>〒460-0001<br>名古屋市中区三の丸 2-5-1<br>名古屋合同庁舎第 2 号館                     | 経済取引指導官<br>TEL : (052) 961-9422<br>FAX : (052) 971-5003    | 富山県・石川県・岐阜県<br>静岡県・愛知県・三重県                        |
| 近畿中国四国事務所<br>〒540-0008<br>大阪市中央区大手前 4-1-76<br>大阪合同庁舎第 4 号館                 | 経済取引指導官<br>TEL : (06) 6941-2174<br>FAX : (06) 6943-7214    | 福井県・滋賀県・京都府<br>大阪府・兵庫県・奈良県<br>和歌山県                |
| 近畿中国四国事務所中国支所<br>〒730-0012<br>広島市中区上八丁堀 6-30<br>広島合同庁舎第 4 号館               | 総務課<br>TEL : (082) 228-1501<br>FAX : (082) 223-3123        | 鳥取県・島根県・岡山県<br>広島県・山口県                            |
| 近畿中国四国事務所四国支所<br>〒760-0019<br>高松市サンポート 3-33<br>高松サンポート合同庁舎南館 8 階           | 総務課<br>TEL : (087) 811-1750<br>FAX : (087) 811-1761        | 徳島県・香川県・愛媛県<br>高知県                                |
| 九州事務所<br>〒812-0013<br>福岡市博多区博多駅東 2-10-7<br>福岡第 2 合同庁舎別館                    | 経済取引指導官<br>TEL : (092) 431-5882<br>FAX : (092) 474-5465    | 福岡県・佐賀県・長崎県<br>熊本県・大分県・宮崎県<br>鹿児島県                |
| 内閣府沖縄総合事務局<br>総務部公正取引室<br>〒900-0006<br>那覇市おもろまち 2-1-1<br>那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 | 公正取引室<br>TEL : (098) 866-0049<br>FAX : (098) 860-1110      | 沖縄県   |

別添 公正取引委員会が企業結合審査において参考とする資料の例

| 企業結合ガイドラインの該当箇所 |                                      | 資料の例  |
|-----------------|--------------------------------------|---|
| 第2-2            | 一定の取引分野<br>(商品の範囲)                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品の概要(形状, 特性等)</li> <li>・原材料, 製法, 製造工程図</li> <li>・品質・性能や規格・方式による商品の差異の程度</li> <li>・効用等が同種又は類似の商品</li> <li>・商品別価格, 取引数量の動き</li> <li>・需要者の認識・行動の特徴</li> <li>・工場生産設備の概要(ラインの切替可能性等)</li> <li>・関連する文献, 調査・分析等(以下全ての項目についても同様。)</li> </ul>   |
| 第2-3            | 一定の取引分野<br>(地理的範囲)                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を行っている国・区域(当事会社及び競争者)</li> <li>・工場・事業所の所在地・事業区域(当事会社及び競争者)</li> <li>・需要者の買い回る範囲, 購買行動</li> <li>・商品の特性</li> <li>・商品の輸送・提供手段, 輸送費用</li> <li>・国・地域別価格, 取引数量の動き</li> <li>・物流・商流</li> </ul>  |
| 第4-2(1)         | 当事会社グループの地位・競争者の状況(市場における競争の状況等を含む。) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場規模(数量・金額)の推移, 需要予測</li> <li>・各当事会社(及び競争者)の生産・出荷数量及び金額の推移(用途別・需要部門別, 自家消費・外販別等)</li> <li>・当事会社の対象商品の売上高(利益・コスト)</li> <li>・市場シェアの変動状況, 当事会社間の競争状況</li> <li>・製品別販売価格の月別推移(相対取引・市況の別, 需要者グループ別, 流通経路別等)</li> <li>・価格決定の方法(販売促進費用・リベートや広告宣伝費等)</li> <li>・価格交渉の頻度, 価格変更のタイミングやその要因</li> <li>・商品別の流通経路図, 経路別流通数量・金額, 販売組織, 流通系列化の状況</li> <li>・工場生産設備の概要(設備の内容, 生産能力・生産数量・供給余力の推移及びそれらの算定方法, 建設・計画中の設備の内容・生産能力等)</li> <li>・輸出数量・輸出価格の推移(価格形成要因, 国内品との価格差)</li> <li>・当事会社の製品ラインアップの状況(製品カタログ等), 他社製品の概要(製品ラインアップ, 特色等)</li> <li>・商品差別化(ブランド, グレード等)の状況, ブランドの評価</li> <li>・保有又は使用許諾を有する特許権, 技術導入に関する提携の内容</li> <li>・新製品の開発状況, 研究開発, 技術開発の参入事例, 量(額), 投資額(人員, 施設の概要等)</li> <li>・当該商品に係る国内外の技術革新の速さや程度, 商品陳腐化の状況, 売上高に占める研究開発投資費の割合の推移</li> </ul> |
| 第4-2(2)         | 輸入                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入数量・輸入価格の推移(価格形成要因, 国内品との価格差)</li> <li>・国際的取引に係る関税その他の税制や法制度上の規制の有無・内容</li> <li>・輸入品の価格・品質・技術, 輸入に係る費用・設備(物流・貯蔵設備等)</li> <li>・輸入品の輸出国の需要動向・輸出余力, 海外における有力な事業者の概要</li> <li>・今後の輸出入の予測</li> </ul>  |

|         |               |   |
|---------|---------------|---|
| 第4-2(3) | 参入            | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 許認可等の法制度上の参入規制の有無</li> <li>▪ 実態面での参入障壁の有無（参入に必要な生産設備の適正規模と所要資金額、立地条件、技術条件、原材料調達条件、販売面の条件等）</li> <li>▪ 過去の参入事例及びその効果</li> <li>▪ 参入可能性のある事業者や参入計画の有無、参入予定者の事業計画</li> </ul>                       |
| 第4-2(4) | 隣接市場からの競争圧力   | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 隣接市場の競争状況及び隣接市場における競争が一定の取引分野における競争に与える影響の程度（競合品、隣接地域）</li> </ul>  |
| 第4-2(5) | 需要者からの競争圧力    | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 主要需要者名（所在地、販売数量・金額の推移）</li> <li>▪ 主要な需要者規模別販売先（大口・小口需要者）及び取引関係（販売数量〔金額〕の推移、取引方法等）</li> <li>▪ 需要者間の競争状況</li> <li>▪ 取引先の変更容易性（取引先の切替費用、ユーザーの複数購買の状況、取引先の切替例等）</li> </ul>                         |
| 第4-2(7) | 効率性           | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 企業結合に伴う合理化・効率化計画及び経済的効果の内容、算定根拠（規模の経済性、生産設備の統合、工場の専門化、輸送費用の軽減、研究開発の効率性等）</li> <li>▪ 当該企業結合を決定するに至るまでの内部手続に係る文書、効率性に関する株主及び金融市場に対する説明資料等</li> <li>▪ 効率性向上による価格低下・品質向上・新商品提供等に係る過去の実績</li> </ul> |
| 第4-2(8) | 当事会社グループの経営状況 | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 業績不振に陥っている当事会社に係る財務状況</li> <li>▪ 業績不振に陥っている当事会社を救済することが可能な他の事業者との交渉の状況</li> </ul>  |

（注1）上記はあくまでも例示であり、これに限定されるものではない。

（注2）市場規模、価格、数量、市場シェア等の推移については、一般的には3～5年分程度を提出することが望ましいが、事案の内容、取引の特性や入手可能なデータの有無等によって、推移をみるべき期間は異なり得る。

なお、このようなデータの収集源としては、政府統計、業界団体の統計、市場調査機関の資料、POSデータ（消費者向けの商品の場合）などが考えられる。

## (参考) 企業結合審査のフローチャート

